

狭山市（入間川・柏原）学校給食センター 維持管理運営長期包括事業
【募集要項等に関する質問への回答一覧表】

No	資料名	第	項	項目名	質問内容	回答（市の考え方）
1	募集要項	4	9	応募者の参加資格要件	SPC管理業務を担う企業（その他企業）は、(2)応募者の参加資格要件のA～ウの要件を満たしていれば、個別の要件は問われないという理解で宜しいでしょうか。	お見立ての通りです。ただし、その他企業であっても運営企業、又は厨房設備企業を兼ねる場合は募集要項中第4、1、(2)のエ、又はオの要件を満たしている必要があります。
2	募集要項	5	13	選定スケジュール	参加表明書・参加資格審査書類の関わる質問の回答については、回答次第で書類の修正や差替え作業が発生する可能性がありますので、令和5年5月29日より先に回答を公表いただけますでしょうか。	ご指摘を踏まえ、令和5年5月25日に変更します。
3	募集要項	8	20	SPCの設立	当施設をSPC所在地として使用、登記することは可能でしょうか。	SPCの法人登記にあたって、所有又は賃貸借契約等をしている所在地で登記してください。市所有地を所在地とすることは不可とします。
4	募集要項	8	20	SPCの設立	構成員にならず「その他出資者」として出資することもお認めいただけますでしょうか。	本事業は、本市立小中学校に通学する児童生徒の健全な発展、育成を主たる目的とした給食事業という、本市にとって極めて重要な事業となります。一方で、受託者の適切な運営もでの利益追求にまで言及することはありませんが、利益追求のみでサービスの低下が見られるような事態は避けて頂く必要があります。その意味では、構成員として、本事業の趣旨を理解し、その責務を全う頂くことが条件となりますので、出資のみは認められません。
5	募集要項	8	20	維持管理運営長期包括委託契約の締結	維持管理運営長期包括委託契約の他の資料と同様に公表し、質問を提出する機会をいただけないでしょうか。	事業契約書については、基本協定締結後に行う優先交渉権者との協議、事業者からの提案、募集要項や要求水準書等（別紙4責任分担表を基準）で示す内容の範囲で事業契約書を作成及び協議した上で締結することを考えています。
6	募集要項	8	20	契約保証金	契約保証金は、年間委託料の100分の10とございますが、消費税および地方消費税は含まれますでしょうか。	契約保証金については、契約金額総額の100分の10以上の額とし、消費税および地方消費税分も含まれています。
7	募集要項	8	20	契約保証金	契約保証金を各事業年度の開始までに納めるものとございますが、事業年度ごとに契約保証金が異なる場合、前年度より契約保証金が多い場合は、差額分のみ納め、前年度より契約保証金が少ない場合は、貴市より差額分が返還されるという理解で宜しいでしょうか。	契約保証金の納付については、契約金額総額に対し、100分の10以上の額を一括納付又は委託期間の各年度における年間委託料の100分の10以上に相当する金額の履行保証保険の付保としています。 ※「事業年度の開始までに」と修正します。
8	募集要項	8	20	契約保証金	契約保証金の代わりに履行保証保険を付保するという対応を実施しても宜しいでしょうか。また、履行保証保険に加入する場合、保険金額はそれぞれが受託する業務の100分の10以上として宜しいでしょうか。	契約保証金の代わりに履行保証保険を付保することを認めます。なお、保証金額については年間委託料の100分の10以上に相当する金額とし、履行保証保険契約の締結後、その保険証券を市に寄託していただく予定です。
9	募集要項	別紙2	23	委託料A	SPC設立費用等の初年度にのみ発生する費用も含め、運営・維持管理費（固定料金）は事業期間をかけて平準化して支払われるという理解でよろしいでしょうか。また年間の支払額を平準化した結果、発生した端数は初回または最終回のいずれで調整すればよろしいでしょうか。	お見立ての通りです。年間支払額の端数については、最終回での調整をお願いします。

狭山市（入間川・柏原）学校給食センター 維持管理運営長期包括事業
 【募集要項等に関する質問への回答一覧表】

No	資料名	第	項	項目名	質問内容	回答（市の考え方）
10	募集要項	別紙2	23	委託料A	年間の支払額を四半期毎で平準化した結果、発生した端数は第1四半期または第4四半期のいずれで調整すればよろしいでしょうか。	年度内の端数調整については、第4四半期での調整をお願いします。
11	募集要項	別紙2	23	委託料B	委託料Cと同様に提案された各年度の金額が支払われるという認識で宜しいでしょうか。	お見立ての通りです。
12	募集要項	別紙2	26	4 委託料の改定 ⑤委託料C（修繕費）	委託料（修繕費）について、設備機器の製造原価の高騰による価格変動は、物価改定の指数を用いても追いつかないことが想定されます。事業者起因しない要因の価格変動は、市側でご負担としていただけないでしょうか。	別紙2「4 委託料の改定」（P27）をご参照ください。指標については事業者の提案や、運営期間中に社会情勢等の変化により本事業との実態に合わなくなった場合は、市と協議を経て、改定することを可能としており、なるべく実情に近い指標を用いて価格改定を行っていきたいと考えています。
13	募集要項	別紙2	26	委託料の改定時期	物価指標のうち、「消費者物価指数（財・サービス分類指数（全国）の「サービス）」を指標とするとありますが、事業契約締結後、各委託業務に適切な物価指標について改めて協議することを認めていただけますでしょうか。	回答のN○12をご参照ください。

狭山市（入間川・柏原）学校給食センター 維持管理運営長期包括事業
【募集要項等に関する質問への回答一覧表】

No	資料名	第	項	項目名	質問内容	回答（市の考え方）
14	募集要項	別紙3	28	別紙3モニタリング及び委託料の減額等 2 減額等の措置を講じる事態	減額等の措置を講じる事態(レベル1～レベル4)が示されておりますが、設備機器や配管配線等、施設に起因する給食提供への影響(レベル3・4)については、不具合発生時に迅速に修理等の対応を行った場合は、減額ペナルティの対象外としていただけないでしょうか。理由としては、竣工16年～27年の施設であるため、設備の経年劣化が進んでおり、適切な維持管理をしていても想定できない突発的な不具合は回避できません。 別紙3の減額措置を記載の通り運用すると、2日間給食提供が出来なかった場合、約8千万円の減額処置となり、弊社ではこのようなリスクの高い業務を請け負うことは出来ません。	減額等の措置を講じる事態（レベル3・レベル4）については、受託事業者の「責めに帰すべき事由」で発生した場合のペナルティを想定しています。 日々の施設維持管理、修繕等の適切な対処がなされた上で、なおも、不可抗力で突発的な不具合が生じた事案について、必ずしもレベル3や4に即該当するとは考えていません。運用上はレベル1（例：マニュアル通り野菜を3回洗わず2回洗いにより下処理を行い、虫が入っていたのが判明し、是正期間内に再度同様事象が起きた場合はレベル1に該当する。なお大量調理マニュアル通りに下処理を行ったにも拘わらず、給食の中に虫が入ってしまったのみでは該当しない。）やレベル2の状況が改善されずにレベル3以上の状況となってしまった場合が想定されます。 学校給食という児童生徒及び保護者への信頼、責任という重責を考えた場合、常日頃から、このような事案が発生しないような施設維持管理、修繕等の対処を事業者には期待しています。 また、仮にこのような突発的な不可抗力による（施設の“見えざる部分”に起因する等）機能停止等が生じた場合にも、全ての献立の提供を中止するのではなく、可能な限りの内容で部分的にでも何らかの給食が提供される（例：米飯のみの提供、揚げ物のみ提供等）ことでレベル3の状況までは至らないものと考えています。 なお、このペナルティについては、発注者、受託者の双方で発生事案の内容を精査し、協議した上で決定することを想定していますが、誤解を避けるためにレベル3及びレベル4のペナルティ取扱い事項の前段に下記の内容を追記します。 ※「レベル1又はレベル2の状態に陥っていることが、業務報告書又はモニタリング結果等から明らかになり、市が事業者に相当な是正期間を提示したにもかかわらず・・・」
15	募集要項	別紙3	28	モニタリング及び委託料の減額等 3 減額等の決定過程	減額等の決定過程等が示されてますが、現行のPFI事業よりも規定が厳しくなっており、減額ペナルティが発生しやすくなっております。現行PFI事業と同様に事業者が改善計画書を提出し、改善完了予定日までに改善が出来なかった場合に減額ペナルティが発生する事としていただけないでしょうか。 現行PFI事業であれば、給食提供が出来なかったとしても、改善計画書を提出し、改善完了予定日までに改善すれば減額ペナルティは発生しません。しかしながら、別紙3-3減額等の決定過程の記載によりますと、現行PFI事業より厳しい規定となっており、給食提供が2日間できなかった場合は、即減額20%となります。 (現行PFI事業の事業契約書別紙2モニタリング・ペナルティの考え方をご参照ください)	回答のNo14をご参照ください。 なお、是正期間内に改善がされた場合は、ペナルティは発生しないものと考えています。

狭山市（入間川・柏原）学校給食センター 維持管理運営長期包括事業
【募集要項等に関する質問への回答一覧表】

No	資料名	第	項	項目名	質問内容	回答（市の考え方）
16	募集要項	別紙3	29	モニタリング及び委託料の減額等 4 減額等の決定	減額等の措置内容で減額ペナルティポイント5～9の場合20%の減額とあり、10ポイント以上は支払留保とありますが、支払留保となった場合でも最大減額は20%（年間維持管理運営費を4億円とした場合に減額8,000万円）との認識でよろしいでしょうか。	募集要項の別紙3の4をご参照ください。 委託料の支払期間内に累積ペナルティポイントが10ポイント以上の場合、当該年の支払いは保留となります。ただし、翌年の委託料支払期間における累積ペナルティポイントが4ポイント以下の場合、当該支払保留に係る「委託料」相当額の80%を加算して支払い、その余を支払わないこととしています。 お見立ての通り、年間の委託料が4億円の場合は8,000万円が減額の対象となります。ただし、減額された委託料は翌年の累積ペナルティポイントが4以下の場合に翌年の委託料と併せて支払うものとしています。 ペナルティポイントが5を超える場合は、事業不適格事業者と判断され、契約解除すなわち以降の事業分については未履行による減額（契約解除までの実施分の出来高払い）となる可能性があることをご承知置きください。
17	要求水準書	1	8	保険	第三者賠償責任保険の補償内容、補償額をご教示願います。	要求水準書の別紙1をご参照ください。
18	要求水準書	1	8	保険	施設の普通火災保険は、通常施設所有者が付保するものと存じますが、通常施設所有者と事業者の両方で火災保険を付保しても、両方で満額保険が下りることはなく、事業者側のコスト増となりますので、事業者義務から火災保険の付保を外して頂けないでしょうか。	当施設は、市が契約している建物総合損害共済の免責条項により、「故意若しくは重大な過失又は法令違反によって生じた損害」について災害共済金の適用外に当たります。 そのため、要求水準書では、事業者の過失等（故意、重過失を含む）による火災への対応、及び要求水準書「別紙1 事業者が付保する保険」(2)で示す記載内容に対して、当該共済で不足する補償範囲を満たす保険の加入を義務付けるために、普通火災保険の付保を示しています。 よって、原文のままとします。なお、市が加入している共済については、修正版要求水準書に記載します。ご参照ください。
19	要求水準書	1	8	保険	火災保険の付保不要が難しい場合は、施設火災による損害が第三者賠償保険で補償される場合は、別途の普通火災保険の付保は不要としていただくよう、ご変更願います。その場合の補償内容及び補償額をご教示下さい。	基本的な考え方は回答のN○18をご参照ください。第三者賠償保険により要求水準書「別紙1 事業者が付保する保険」(1)及び(2)で示す記載内容と同等以上が補償されていれば、別途普通火災保険の付保は不要です。また、「別紙1 事業者が付保する保険」で示す保険種名は一般的な名称であり、同等の効果がある保険内容であれば保険種及び名称は問いません。
20	要求水準書	資料8		点検及び作業実施内容要求水準	2. 建築設備保守管理業務Ⅱ—(3)—①電気工作物(受変電設備)の点検について、絶縁監視装置を設置した場合現地点検の頻度を1回/月→隔月に変更してもよろしいでしょうか。	学校給食センターの運営に支障のない範囲での変更は事業者の提案により可とします。なお、供用開始後のモニタリングにおいて、是正が必要と見なされた場合には、ペナルティとなる場合があることにご留意ください。なお、点検周期の考え方については要求水準書の第3、1、(4)の①及び②をご参照ください。

狭山市（入間川・柏原）学校給食センター 維持管理運営長期包括事業
【募集要項等に関する質問への回答一覧表】

No	資料名	第	項	項目名	質問内容	回答（市の考え方）
21	要求水準書	資料9		修繕業務対象リスト	修繕の考え方の【存置】について、存置となっている項目については市が別途費用負担のうえ修繕を実施し、不具合が発生した場合は市の責任分担となるとの理解でよろしいでしょうか。 例えば受変電設備のキュービクル内機器や高圧ケーブルの交換推奨時期は20年目～25年目ですが、存置となっているため事業者では交換や修繕を行いません。もし不具合により停電し施設が止まっても事業者ではリスクを負うことは出来ません。	【存置】となっている項目についても定期メンテナンスは事業者負担により行っていただきます（委託料に含んでおります）が、経年劣化や突発的に故障した場合は、事業者の点検状況を確認し、事業者に瑕疵がない場合、市の責任により修繕を実施するものと考えています。
22	要求水準書	資料9		修繕業務対象リスト	【存置】となっている設備が故障し給食提供が出来なかった場合、事業者の減額ペナルティは発生しないとの理解でよろしいでしょうか。存知となっている設備も事業者でリスクを負うとなると、過大な減額となり弊社は入札を断念せざるを得ないです。	【存置】となっている項目についても定期メンテナンスは事業者負担により行っていただきます（委託料に含んでおります）が、経年劣化や突発的に故障した場合、事業者の点検状況を確認し、事業者に瑕疵がない場合に、減額ペナルティは発生しないものと考えています。 ※別紙3「2 減額等の措置を講じる事態」に記載されていることが起きた場合のみ措置を講じるものです。
23	要求水準書	資料9		修繕業務対象リスト	現地見学会において配布された 別添補足資料:修繕計画に関するご説明 の内容と、資料9修繕業務対象リスト は内容の整合が取れていません。要求水準書の資料9を正として扱えばよろしいでしょうか。 例えば、別添補足資料の自動火災報知設備の受信機は【更新の計画】と記載がありますが、資料9では、【補修もしくは修繕にて対応】となっています。	本回答と同時に公表する資料9(修正版)を正とします。
24	要求水準書	資料9		修繕業務対象リスト	【修繕対応】や【存置】となっている項目であってもメーカーからの部品供給が終了しており、修繕対応が出来ないなどの場合、設備全体での更新が必要となりますが、その更新費用は市側のご負担との理解でよろしいでしょうか。	設備機器自体の生産終了と設備機器の部品の供給義務等について、当該設備機器メーカー等と確認願います。例えば、設備機器の部品（一部）の不良の場合、更新でなくとも対応可能な場合も考えられます。また、事業期間を考慮し、不良が発生しやすい部品については供給義務期間が終了する前にストックする、同等の性能を有する器具での対応等など、維持管理における経験やノウハウの活用を行って頂けることを期待しています。ただし、最大限の努力を行っても「補修若しくは修繕での対応」が困難な場合には、費用負担について協議します。
25	要求水準書	資料9		修繕業務対象リスト	【修繕対応】となっている項目で、メーカーから部品供給が終了し修繕対応が出来ない機器について、市が更新を実施する前に機器が故障し給食提供へ影響が出た場合は、事業者に減額ペナルティは発生しないとの理解でよろしいでしょうか。	基本的な考え方は、回答のN○24をご参照ください。 仮に、事業者の維持管理に瑕疵がなく、致し方ない状況となった場合は、更新による対応が必要かと存じますので、減額ペナルティは発生しないものと考えています。
26	要求水準書	第1	5	大規模修繕の考え方	既設の設備機器等で、部品調達が可能などの理由で、帰責が市にも事業者にもない機器の更新等については、負担割合を市と協議いただけるという認識でよいでしょうか。	回答のN○24をご参照ください。
27	要求水準書	第2	13	業務における責任者	食物アレルギー対応食調理責任者の資格条件が1期PFI事業の要求水準より厳しいものとなっております。現状の力量のある責任者が配置できないとなると、業務に多大な影響が出かねません。有する資格については調理師も可としていただけませんかでしょうか。	調理師資格を有する者も可とします。 ※要求水準書P13に追記修正します。

狭山市（入間川・柏原）学校給食センター 維持管理運営長期包括事業
【募集要項等に関する質問への回答一覧表】

No	資料名	第	項	項目名	質問内容	回答（市の考え方）
28	要求水準書	第3	48	7 環境衛生・清掃業務	(3)廃棄物処理業務 ②調理に伴うごみや加工残滓及び学校より回収した残食は、それぞれのゴミに区分(厨芥、雑芥、プラスチック、ガラス及び金属くず等)及びリサイクルし、衛生的かつ有機循環に貢献するように処理すること。とありますが、リサイクル工場の稼働停止や新規事業者の受け入れ拒否が発生した場合は、食材芥や残滓は焼却処分も可能としていただけないでしょうか。	要求水準書では「有機循環に貢献するように処理すること」を水準とはしていますが、致し方ない状況により焼却処分とすること又は一部のみを有機循環処理することは問題ないものと考えています。 これらのことを踏まえて、廃棄物処理における経験やノウハウを生かした提案を行って頂けることを期待しています。
29	要求水準書	第3	48	廃棄物処理業務	2)食材納品時の梱包資材等とありますが、梱包資材の種類によっては膨大となり、現状の廃棄物庫に収まらないなど懸念されます。食料業者に持ち帰って頂くことはできませんでしょうか。	原則、食材納品時に返却できる資材については、その場で返却するようにしていますが、冷凍食品などの品温管理上、食料品業者に返却できない資材については、調理後等に廃棄せざるを得ないものと考えています。また、現状は廃棄物庫に収まらないといったことは発生していない状況です。
30	要求水準書	第3	49	10修繕・改修業務	事業者は、事業期間内において、備品を含む本施設の機能・性能を維持するため資料9「修繕業務対象リスト」に基づき、事業者が「長期修繕計画書」を作成した上で、効率的・効果的に施設の修繕及び改修を行う事。と記載がございますが、修繕・改修業務は、官民リスク分担の公平性を鑑み、以下の考え方としていただけないでしょうか。 ・年間●千円までの修繕を事業者の業務とする。 ・計画修繕については、事前に市と協議して計画し、費用については年間●千円にて収まるように事業者は協力する。 ・年間●千円までの修繕に余りが出た場合は、毎年度修繕費の清算を行う。 ・やむを得ず修繕費用が年間●千円を超過した場合は市の負担とする。 現状の業務分担では、あまりにも民間側のサービス対価減額リスクが高すぎると考えており、官民リスクの公平性を鑑みご検討よろしくお願いたします。	事業委託費は、11年間の修繕、改修費を見込んで計上しています。 修繕、改修費が仮に提案価格を超える費用負担が発生することが見込まれる場合は、事前に委託者と協議及び調整し、双方の負担額を決定しますが、受託者においては、原則、計上している修繕、改修費以内で対応できるよう、効果的な維持管理業務に従事して頂くことを期待し、ご提案願います。
31	要求水準書	別紙3	28	モニタリング及び委託料の減額等	15年経過した施設の維持管理において、突発的な機器の故障等で給食の提供ができないケースがあった場合の減額リスクは維持管理企業については多大なリスクと考えます。こうした場合のペナルティは削除願います。	回答のN○14をご参照ください。
32	要求水準書			各所	各所に【食缶等】との文言がありますが、食缶以外に含まれるものをご教示ください。	食缶等とは、食缶の他に食器籠、しゃもじ、杓子、フライパサミ、パンパサミなどの配膳器具、学校毎に収納するための給食バットも含めます。
33	資料9		3	表中	性能が維持できている調理設備に関しては、更新の判断は事業者側の判断でよろしいでしょうか。	回答のN○20をご参照ください。
34	資料9		3	表中	補修もしくは修繕または取り換えとありますが、取り換えの定義をご教示願います。	本回答と同時に公表する資料9(修正版)において、「取り換え」を「更新」と修正します。
35	資料8		3、4	表中	調理設備保守管理業務内、定期点検(通常及び整備)の実施回数については事業者側の提案でよろしいでしょうか。	回答のN○20をご参照ください。

狭山市（入間川・柏原）学校給食センター 維持管理運営長期包括事業
【募集要項等に関する質問への回答一覧表】

No	資料名	第	項	項目名	質問内容	回答（市の考え方）
36	基本協定書	11条	6	談合その他の不正行為に係る及び賠償額の予定	第11条に定める賠償額について、包括委託契約の契約金額となるべき金額の10分の2に相当する額の賠償金とございますが、他案件と比較して高い設定となっておりますので、契約金額となるべき金額の10分の1に変更いただけませんか。	現事業と照らし、10分の1に変更します。
37	基本協定書	11条	6	談合その他の不正行為に係る及び賠償額の予定	構成員が自己の請負または受託する業務以外のリスクを負う可能性がある場合は参入障壁が高くなるため、基本協定書における違約金は、連帯債務ではなく帰責企業がリスクを負担する建付けとして頂きますようご検討をお願い致します。	本協定は、市（委託者）が受託者である事業者（単一企業又はSPC等）と事業契約するために締結するものであり、SPC内（構成企業間）及び協力企業間での契約内容やリスク分担を規定するものではありません。ご質問の内容は、SPC組成時の関係事業者間での協議、契約で解決頂くべき内容と考えます。よって原文のままとします。
38	基本協定書	11条	6	談合その他の不正行為に係る及び賠償額の予定	構成員及び協力企業が基本協定書第7条第4項に該当し賠償金が課される場合、代替企業を選定することで事業が継続可能な場合は、当該賠償金は課されない建付けとして頂きますようご検討をお願い致します。	仮に代替企業を選定したとしても、優先交渉権者の構成員及び協力企業のいずれかの事業者が基本協定書第7条第4項に該当した場合は、再度入札に係る審査を行うなど相応のリスク負担が生じるものと考えております。そのため、本条項は慎重に取り扱うべきものと考えておりますので、原文のままとします。
39	基本協定書	11条	7	談合その他の不正行為に係る及び賠償額の予定	第11条第5項に定める賠償額について、「包括委託契約の契約金額となるべき金額の10分の2に相当する額のほか、包括委託契約の契約金額となるべき金額の100分の5に相当する額」の賠償金とございますが、他案件と比較して高い設定となっておりますので、契約金額となるべき金額の10分の1に変更いただけませんか。	回答のN○36をご参照ください。
40	基本協定書	12条	8	談合その他の不正行為以外の理由による本協定の解除及び違約金	構成員が自己の請負または受託する業務以外のリスクを負う可能性がある場合は参入障壁が高くなるため、基本協定書における違約金は、連帯債務ではなく帰責企業がリスクを負担する建付けとして頂きますようご検討をお願い致します。	回答のN○37をご参照ください。
41	基本協定書	12条	8	談合その他の不正行為以外の理由による本協定の解除及び違約金	構成員及び協力企業が談合その他の不正行為以外の理由に抵触し、違約金が課される場合、代替企業を選定することで事業が継続可能な場合は、当該賠償金は課されない建付けとして頂きますようご検討をお願い致します。	回答のN○38をご参照ください。
42	基本協定書	14条	8	代表企業の財務支援	第14条については、包括委託契約やPFI案件において一般的な条項ではないので、削除いただけませんか。	ご指摘を踏まえ、当該条項を削除します。
43	基本協定書	14条	8	代表企業の財務支援	本条項は代表企業がSPCを連帯しているのに等しく、他の構成企業が何ら責任を負わない建付けとなり、SPCを組成する目的も希薄化してしまいます。事業を継続させる目的の規定かと存じますので、代表企業のみでなく構成企業全体が連帯して事業継続の措置を講じる義務を負う、とする内容に変更いただけませんか。	当該条項はSPC内（構成企業間）での契約内容やリスク分担を規定するもので、SPC組成時に事業者間での協議、契約で解決すべき内容と考えますので、当該条項は削除します。

狭山市（入間川・柏原）学校給食センター 維持管理運営長期包括事業
【募集要項等に関する質問への回答一覧表】

No	資料名	第	項	項目名	質問内容	回答（市の考え方）
44	基本協定書	18条	9	有効期間	包括委託契約において基本協定書と同様の事由による賠償金・違約金が規定されるケースが一般的かと存じますので、第11条及び第12条については、包括委託契約締結前までに賠償金・違約金の発生事由に抵触した場合に課される形としていただけますでしょうか。	本条項は、本協定の有効期間内に発生した第11条又は第12条の規定による賠償金等の支払いを本協定の有効期間後も義務付ける条項となります。よって、基本協定書、第18条前文中の「第11条、第12条、」を削除し、同条後文に「また、本協定の有効期間内に発生した第11条又は第12条の規定による賠償金等の支払義務は本協定の有効期間後も存続するものとする。」を追記します。
45	基本協定書	7条	5	包括委託契約	第7条の4項は本事業に限定されているという理解で宜しいでしょうか。本事業に限定されない場合、構成員にとってリスクが過大となり、本事業への参加が困難となる可能性がございます。	本事業以外での事案も含まれます。市が発注する契約の適正な履行を確保するための規定ですので、ご理解ください。
46	様式集	1		提案に関する提出書類	参加グループの構成企業の企業名を特定又は推測できる表記及びロゴ等の表示は、一切しないこと、との記載がございますが、参加グループに属さない企業を事業提案書内で記載する場合は、固有名詞を表記しても問題ないでしょうか。	記載して構いません。
47	様式集	3		提出書類一覧	納税証明書(国税(法人税、消費税)、地方税(地方消費税))は「納税証明書その3の3」という理解で宜しいでしょうか。	お見立ての通りです。「未納の税額がないことを証する証明書」のご提出をお願いします。
48	様式集	3		提出書類一覧	納税証明書(構成員の所在地における市・県民税(市民税))の市民税について、貴市に事業所がない場合は提出は不要でしょうか。それとも貴市の入札参加者名簿に届出をしている委任先の支店が所在する地方自治体の納税証明書を提出すれば宜しいでしょうか。	埼玉県内に事業所を有し、その事業所が入札参加資格を得ている場合は、その事業所(支社)と本社の納税証明書の提出をお願いします。県内に事業所を有さず、県外の事業所にて入札参加資格を得ている場合は、本社のみの納税証明書の提出をお願いします。また、事業所を2つ以上の都道府県に有している場合は、上記に関わらず全事業所(会社全体)として地方消費税及び法人市・県民税の未納が無いことを証明できる書類の提出をお願いします。
49	様式集	3		提出書類一覧	納税証明書(構成員の所在地における市・県民税(市民税))の県民税について、貴市の入札参加者名簿に届出をしている委任先の支店が所在する地方自治体の納税証明書の提出すれば宜しいでしょうか。	回答のN○48をご参照ください。
50	様式集	第3		提出書類一覧	④納税証明書(国税)につきまして、提出書類は納税証明書その3の3でよろしいでしょうか。	回答のN○47をご参照ください。
51	様式集			様式4	記載する会社情報は、本社のものでしょうか。それとも、入札参加資格者名簿に登録している委任先の支店のものでしょうか。	入札参加資格者名簿に登録されている会社情報(支店の場合は支店情報)の情報を記載してください。
52	様式集			様式4	記載する本事業における役割は、所謂「FA業務・SPC管理業務」を受託する場合、「FA業務・SPC管理業務」と記載する認識で宜しいでしょうか。	お見立ての通りです。
53	様式集			様式6	記載する会社情報は、本社のものでしょうか。それとも、入札参加資格者名簿に登録している委任先の支店のものでしょうか。	回答のN○51をご参照ください。

狭山市（入間川・柏原）学校給食センター 維持管理運営長期包括事業
【募集要項等に関する質問への回答一覧表】

No	資料名	第	項	項目名	質問内容	回答（市の考え方）
54	様式集			様式9-4	記載する会社情報は、本社のものでしょうか。 それとも、入札参加資格者名簿に登録している委任先の支店のもの でしょうか。	回答のN○48をご参照ください。 なお、様式9-1、9-2、9-3、9-4について、入札参加資格者名簿 に登録されている情報が支店の場合は、支店情報の他に、本社 の情報も記載してください。 前段に支店情報、後段に本社情報、添付書類についても本社及 び支店の該当するものを添付してください。
55	様式集			様式12	1食単価は小数点第何位まで記入すべきかご教示いただけますでし ょうか。	小数点第1位四捨五入で、整数を記載してください。
56	様式集			様式15-7	単価は小数点第何位まで記入すべきかご教示いただけますでし ょうか。	回答のN○55をご参照ください。
57	様式集			様式15-7	注釈に「費用は、平準化(平均)した額ではなく、提案する内容・工程に 合わせ、各年度における事業者の実際の支払い予定額を記入するこ と。」とございますが、当該様式は委託料の支払予定額ではなく、SPC から業務受託企業への支払予定額を記載するという理解で宜しいで しょうか。	お見立ての通りです。
58	様式集			様式15-7	⑧その他費用(SPC経費、保険料等)等で、変動料金の対象となる費 用がない場合、変動料金の欄は0円で記載して宜しいでしょうか。	お見立ての通りです。
59	様式集			様式16-6	修繕・改修業務費の年間費用も各種備品更新費と同様に事業期間を 通じた平均額を記入すれば宜しいでしょうか。	お見立ての通りです。
60	事業契約書				募集要項等の書類で事業契約書が開示されてません。事業契約書が 確認できないと官民分担が明確にならない為、事業者の社内決済が 取れず入札に参加出来ません。5月の早い時期に開示をお願いします。 募集要項の別紙4責任分担表では不十分です。	回答のN○5をご参照ください。
61					事業所税はかからないという認識でよいでしょうか。	事業所税は、東京都及び政令指定都市、首都圏整備法の既成市 街地を有する市又は近畿圏整備法の既成都市区域を有する市、 人口30万人以上の地方税法施行令で指定された市が課税団体と なります。そのため、狭山市は対象外です。 また、市所有の給食センターの委託事業における事業所税の扱 いについては所沢県税事務所に応募者において確認してくださ い。